

堺市公報 号外第13号	令和3年6月24日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<条例>

○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 【ICTイノベーション推進室】	3
○堺市市税条例等の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	4
○堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部健康医療推進課】	10
○堺市手数料条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部保健所環境業務課】	11
○堺市特別会計設置条例の一部を改正する条例 【建設局公園緑地部公園監理課】	12

本号で公布された条例のあらまし

○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第28号）

子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務について、特定個人情報を利用できるようにするもの

○堺市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第29号）

令和3年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴う所要の改正等を行うもの

○堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年条例第30号）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（以下「救護施設等基準」という。）の一部改正を踏まえ、この条例に定める保護施設等の設備及び運営に関する基準について、改正後の救護施設等基準と同等の内容とする改正を行うもの

○堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例（令和3年条例第31号）

堺市堺保健センターの位置を変更し、及び堺市ちぬが丘保健センターを廃止するもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年条例第32号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの

○堺市特別会計設置条例の一部を改正する条例（令和3年条例第33号）

堺市都市開発資金特別会計を廃止するもの

条 例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第28号

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2の69の項事務の欄中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第29号

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条及び第29条において同じ。)」を加える。

第33条第1項中「令和2年法律第5号」を「令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。」に、「令和2年新法」を「令和3年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和2年新法」を「令和3年新法」に改める。

附則第3条の2第1項及び第2項中「令和2年新法」を「令和3年新法」に改め、同条第3項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和2年新法附則第15条第19項本文」を「令和3年新法附則第15条第16項本文」に改め、同条第4項中「令和2年新法附則第15条第30項第1号イからニまで」を「令和3年新法附則第15条第27項第1号イからニまで」に改め、同条第5項中「令和2年新法附則第15条第30項第2号イからハまで」を「令和3年新法附則第15条第27項第2号イからハまで」に改め、同条第6項中「令和2年新法附則第15条第30項第3号イからハまで」を「令和3年新法附則第15条第27項第3号イからハまで」に改め、同条第7項中「令和2年新法附則第15条第34項」を「令和3年新法附則第15条第30項」に改め、同条第8項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和2年新法附則第15条第38項」を「令和3年新法附則第15条第34項」に改め、同条第9項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和2年新法附則第15条第39項」を「令和3年新法附則第15条第35項」に改め、同条第10項を削り、同条第11項中「地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「法附則第64条」を「令和3年新法附則第64条」に、「家屋及び構築

物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第10項とする。

附則第3条の2の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和2年新法」を「令和3年新法」に改める。

附則第5条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）。以下「令和3年改正法」という。）」を「令和3年改正法」に改める。

（堺市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 堺市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち堺市市税条例第28条第2項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「第69項」を「第77項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中第8条の2の改正規定及び次項の規定 令和6年1月1日

（2）第1条中附則第3条の2第11項の改正規定（同項を同条第10項とする部分を除く。）並びに附則第5項及び第6項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第4項及び第6項において「改正法」という。）第1条中地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条の改正規定の施行の日（その日が公布日前である場合にあつては、公布日）

（個人の市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に改正法第1条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第3条の2第10項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得

をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第30号

堺市保護施設等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第7条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第7条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう

努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項（新条例第25条、第31条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第31号

堺市保健所及び保健センター条例の
一部を改正する条例

堺市保健所及び保健センター条例（昭和38年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表堺市堺保健センターの項中「甲斐町東3丁」を「南瓦町」に改め、同表堺市ちぬが丘保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第32号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第4号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同条第6号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同条第8号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同条第12号中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第13号中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同条第14号中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

堺市特別会計設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第33号

堺市特別会計設置条例の一部を改正する条例

堺市特別会計設置条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」の次に「の各号」を加え、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。